

隣接する施設との費用負担等に関する要件

1) 北一条地下駐車場

受変電設備、昇降機設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する地下歩道（管理者：北海道開発局札幌開発建設部）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を地下歩道の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。

隣接する地下駐車場及び地下歩行空間非常用発電施設（管理者：北海道開発局及び札幌市）のうち、地下駐車場用設備、地下歩行空間用設備の一部、共有設備及び建築設備については、維持管理を事業者が実施するが費用負担は生じない。

また、駐車場と地下歩道で電気使用量及び水道使用量を一括して管理しているため、電気料金及び水道料金を駐車場の管理者と地下歩道の管理者で按分して負担する。

2) 長島地下駐車場

換気設備、受変電設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する地下歩道（管理者：東北地方整備局青森河川国道事務所）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を地下歩道の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。また、駐車場と地下歩道で電気使用量及び水道使用量を一括して管理しているため、電気料金及び水道料金を駐車場の管理者と地下歩道の管理者で按分して負担する。

3) 平和通り地下駐車場

受変電設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する地下歩道（管理者：東北地方整備局福島河川国道事務所）及び地下駐輪場（管理者：福島市）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を地下歩道の管理者及び地下駐輪場の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。また、駐車場と地下歩道及び地下駐輪場で電気使用量及び水道使用量を一括して管理しているため、電気料金及び水道料金を駐車場の管理者、地下歩道の管理者及び地下駐輪場の管理者で按分して負担する。

4) 泉町駐車場

昇降機設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する横断地下道（管理者：関東地方整備局常陸河川国道事務所）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を横断地下道の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。また、駐車場と横断地下道で電気使用量を一括して管理してい

るため、電気料金を駐車場の管理者と横断地下道の管理者で按分して負担する。

5) 赤坂公共駐車場

受変電設備及び動力設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する地下歩道（管理者：関東地方整備局東京国道事務所）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を地下歩道の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。また、駐車場と地下歩道で電気使用量を一括して管理しているため、電気料金を駐車場の管理者と地下歩道の管理者で按分して負担する。

6) 八日町地下駐車場

当該駐車場の利用にあたっては、入出庫時に国が維持管理する車路（管理者：関東地方整備局相武国道事務所）を利用しているが、車路の維持管理に要する費用の負担は生じない。

また、その他に費用負担の分担が生じる隣接する施設はない。

7) 羽衣・伊勢佐木地下駐車場

「羽衣・伊勢佐木地下駐車場」と隣接する「横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場（管理者：横浜市）」は、出庫路を国と横浜市で共有し一体的に利用し、共有する部分の持分割合は、国が 50%、横浜市が 50%となっている。出庫路の維持管理は事業者が実施する。

8) 静岡駅前地下駐車場

隣接する地下通路（管理者：中部地方整備局静岡国道事務所及び静岡市）の設備として機能している駐車場の設備はないが、駐車場と地下通路で電気使用量・水道使用量を一括して管理しているため、電気料金及び水道料金を駐車場の管理者と地下通路の管理者で使用量に応じて負担する。

9) 大曽根国道駐車場

本駐車場については、費用負担の分担が生じる隣接する施設はない。

10) 四日市地下駐車場

本駐車場については、費用負担の分担が生じる隣接する施設はない。

1 1) 桜橋駐車場

換気設備及び受変電設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する地下歩道（管理者：近畿地方整備局大阪国道事務所）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を地下歩道の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。また、駐車場と地下歩道で電気使用量を一括して管理しているため、電気料金を駐車場の管理者と地下歩道の管理者で按分して負担する。

1 2) 紙屋町地下駐車場

広島市道中1区368号線・369号線・370号線（通称：基町パーキングアクセス道路（管理者：基町パーキングアクセス株式会社））を周辺駐車場と共同で入出庫路として利用しており、基町パーキングアクセス株式会社が実施する維持管理について、周辺駐車場と共同で費用を負担する。

隣接する地下街（管理者：広島地下街開発株式会社）の消防設備の制御盤やポンプ等の設備については、駐車場の設備としても機能していることから、当該設備の法定点検及び維持管理に要する費用の一部を事業者も負担するなど、地下街の管理者と連携して維持管理を実施する。

1 3) 松山地下駐車場

換気設備、昇降機設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する駐輪場（管理者：松山市）及び地下歩道（管理者：四国地方整備局松山河川国道事務所）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を駐輪場及び地下歩道の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。また、駐車場と駐輪場、地下歩道及び警察官立寄所（管理者：愛媛県）で電気使用量を、駐車場と駐輪場及び警察官立寄所で水道使用量を一括して管理しているため、電気料金及び水道料金を各々の管理者で按分して負担する。

1 4) はりまや地下駐車場

換気設備、受変電設備等の一部設備については、駐車場設備であるが、隣接する地下駐輪場（管理者：四国地方整備局土佐国道事務所）の設備としても機能していることから、当該設備の点検費用や修理費用等の一部を地下駐輪場の管理者も負担するなど、連携して維持管理を実施する。また、駐車場と地下駐輪場で電気使用量を一括して管理しているため、電気料金を駐車場の管理者と地下駐輪場の管理者で按分して負担する。